

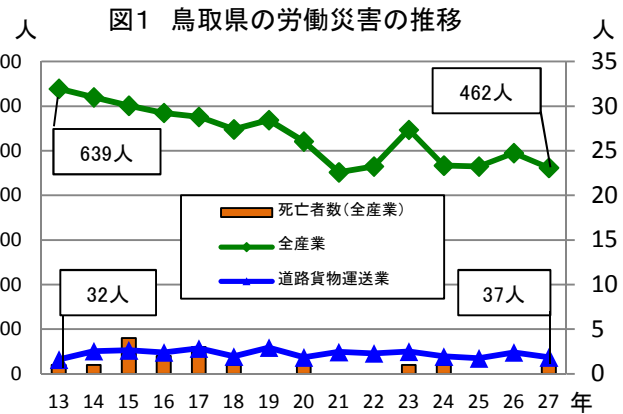
労働災害発生状況

特徴① 労働災害が減少していない

道路貨物運送業における労働災害を平成13年と平成27年で比較してみると、全産業は639人から462人、28.7%減少していますが、道路貨物運送業は32人から37人、15.6%増えています。（図1）

特徴② 荷役作業時の墜落、転落が最も多い

荷役作業時にトラックの荷台やプラットフォームから墜落又は転落する災害が最も多く発生しています。このほか、通路や荷台での転倒、運搬機械へのはさまれ・巻き込まれなどの災害も発生しています。また、動作の反動・無理な動作災害（腰痛等）が増加しています。（図2）

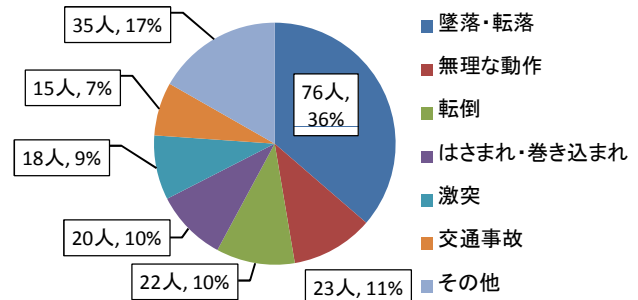


特徴③ 荷主、届け先の協力が必要

荷役作業での労働災害の2/3は荷主先で発生し、そのうちのトラック運転者が8割を占めます。また、荷の届け先等でも発生しています。労働災害の防止対策では、トラック運転者の事業場のほか荷役作業場所を管理する荷主等の協力を得て進める必要があります。

図2 事故の型別 被災者数

（平成23年～平成27年）



注:「労働災害」は休業4日以上労働災害で、データは「労働者死傷病報告書」を集計したものです。

安全衛生の5つの柱

安全衛生の基本は次の5つの柱です。

1 安全衛生管理体制の確立

事業場の規模に応じて、次の安全管理者等のスタッフを選任する必要があります。

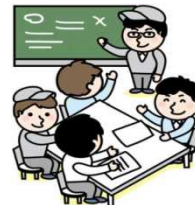
事業場規模	道路貨物運送業における主な責任者など	
50人未満	・安全衛生推進者(10人以上)	・作業主任者 ・作業指揮者
50人以上	・総括安全衛生管理者(100人以上)、安全管理者、衛生管理者、産業医等の選任と職務の履行。 ・安全委員会、衛生委員会の1月以内に1回の開催と議事概要の周知。	

「安全衛生推進者」とは

機械設備・施設の点検、作業方法や作業環境の点検を行い、その結果から補修や改善、安全衛生教育の実施、異常な状態における応急措置など必要な措置を行います。また、労働災害の再発防止措置、行政機関への安全衛生関係書類の届出などを行います。資格は「安全衛生推進者養成講習」を受講することなどで得られます。

「総括安全衛生管理者」とは

安全管理者・衛生管理者の指揮、労働者の危険又は健康障害防止措置、安全衛生教育、労働災害再発防止措置などの統括管理を行います。資格は特に定めはありませんが、事業場のトップや工場長など事業の実施を統括する者でなければなりません。



「安全管理者」とは

事業場の巡視、機械設備・施設の点検、作業方法や作業環境の点検を行い、その結果から補修や改善、安全教育の実施、異常な状態における応急措置など必要な措置を行います。また、労働災害の再発防止措置、消防及び避難の訓練、作業主任者その他安全補助者の監督、安全に関する資料の作成などを行います。資格は「安全管理者選任時研修」を受講することなどで得られます。

「衛生管理者」とは

事業場の巡視、健康に異常のある者の発見と措置、作業環境の衛生上の調査、作業条件や施設などの衛生上の改善、労働衛生保護具や救急用具などの点検と整備、労働衛生教育や健康相談の実施などを行います。資格は「衛生管理者免許」の取得などで得られます。

「作業主任者」とは

特別の管理を行う必要がある危険有害な作業において、労働者を直接指揮する者で、道路貨物運送事業では、荷を取り扱う作業として「はい作業主任者」（高さが2m以上のはいはい付け又ははい崩しの作業（荷役運搬機械の運転者のみによる作業は除きます。））があります。資格は、教習機関が行う技能講習を受講し、修了証の交付を受けることなどで得られます。

「作業指揮者」とは

作業主任者の選任が必要なほどの危険有害な作業ではないが、労働者を直接指揮する必要がある作業で選任が必要とされている。道路貨物運送事業では、重量が100kg以上の荷を貨車に積み卸す作業があります。資格は特に定めはありませんが、該当する作業の安全に関する知識、経験を有している者を指名する必要があります。

2 機械設備・施設の安全

鳥取労働局では、危険情報を写真や注意書きなどによって「目に見える形」にする『安全「見える化」とっとり運動』を呼びかけています！



【機械設備について】

自社が所有する機械設備が正常に稼働し、カバーなどの安全設備が有効に機能することなどを点検し、必要に応じて修理や補修するシステムを構築する必要があります。道路貨物運送事業において、点検・検査が義務付けられている主な機械を右の表に記載しますので点検漏れがないよう確認してください。

点検・検査の頻度	道路貨物運送業で使用される主な機械（例示）
作業の開始前の点検（※1）	フォークリフト、移動式クレーン、コンベヤー
1月以内に1回の定期自主検査（※1）	フォークリフト、移動式クレーン
1年以内に1回の定期自主検査	フォークリフト（特定自主検査（※2））、移動式クレーン

※1「点検」とは、機械の機能が正常に作動するかどうか確認すること。「検査」とは、機械の機能が定められた基準に合致するか否かを判定すること。

※2「特定自主検査」とは、資格を有する者による検査。

点検・検査の流れ

① 点検簿（チェックリスト）の作成 → ② 点検者の指名 → ③ 点検結果の確認 → ④ 必要な補修の実施

【施設について】

施設については、通路や作業を行う場所での転倒が多く発生しています。安全な通路や作業床を確保するために障害物がないか夜間の照度は十分かを確認してください。

また、荷主や荷の届け先の構内での作業がある場合は、これらの場所で安全な作業を行うことができるよう荷主や荷の届け先の協力を得ることも必要です。



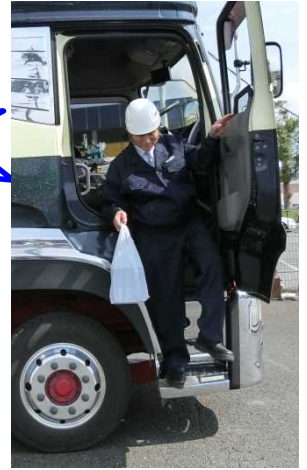
3 作業方法の安全

荷役作業における「トラックからの墜落災害」を防止するため、自主的な取り組みとして以下の取り組みを行いましょう！

- 保護帽（墜落時の保護用のヘルメット）の着用。
- 荷締め、ラッピング等の作業をできるだけ地上から実施。
- 荷台への昇降は、昇降設備を使用。
- 三点確保（移動時に手足4点のうち、3点を固定した場所に確保する。）

失敗事例

トラックの運転席への乗降時には、手足の3点指示をしましょう。



【法令の規定】

労働安全衛生規則では、車両系荷役運搬機械等の作業について次の事項を定めています。（条文は、抜粋であり、内容は一部省略しています。）

○ 作業計画（安衛則第151条の3）

- 1 事業者は、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わなければならない。（貨物自動車の道路上の走行の作業は除く。）
- 2 当該作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路及び当該車両系荷役運搬機械等による作業の方法が示されているものでなければならない。
- 3 事業者は当該作業計画を定めたときは、関係労働者に周知させなければならない。

車両系荷役運搬機械とは次のものをいいます。

- ・フォークリフト
- ・ショベルローダー
- ・フォークローダー
- ・ストラドルキャリアー
- ・不整地運搬車
- ・構内運搬車
- ・貨物自動車

○ 転落等の防止（安衛則第151条の6）

- 1 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、転倒又は転落による危険を防止するため運行経路について必要な幅員保持すること、地盤の不同沈下を防止すること、路肩の崩壊を防止することなど必要な措置を講じなければならない。
- 2 路肩、傾斜地等で車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合、当該車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させなければならない。
- 3 車両系荷役運搬機械等の運転者は、誘導者が行う誘導に従わなければならない。

○ 接触の防止（安衛則第151条の7）

- 1 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触する箇所に労働者を立ち入らせてはならない。
ただし、誘導者を配置し車両系荷役運搬機械等を誘導させるときはこの限りではない。
- 2 車両系荷役運搬機械等の運転者は誘導者が行う誘導に従わなければならない。



○ 荷の積載（安衛則第151条の10）

事業者は、車両系荷役運搬機械等に荷を積載するときは次に定めるところによらなければならない。

- ① 偏荷重が生じないように積載すること。
- ② 不整地運搬車、構内運搬車又は貨物自動車は、荷崩れ又は荷の落下による労働者の危険を防止するため荷にロープ又はシートを掛けるなど必要な措置を講ずること。

○ 運転位置からの離れる場合の措置（安衛則第151条の11）

事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- ① フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。
- ② 原動機を止め、ブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械の逸走を防止する措置を講ずること。

○ 主たる用途以外の使用の制限（安衛則第151条の14）

事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降など車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

○ 使用の制限（安衛則第151条の20）他の車両系荷役運搬機械についても同じ趣旨の規制があります。

フォークリフトについて、許容荷重その他の能力を超えて使用してはならない。

○ 昇降設備（安衛則第151条の67、安衛則第151条の74）

最大荷重5トン以上の貨物自動車の荷の積み卸し作業を行うときは、床面と荷台上の荷の上面との間に昇降設備を設け、労働者に保護帽を着用させること。



4 教育の実施

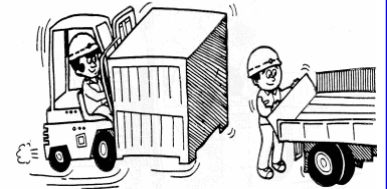
過去5年間に発生した休業4日以上労働災害では、特に経験年数が1年未満の労働者が被災する災害が多く発生しています。このため、雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育が重要です。

下の表は、法令で定められている雇入れ時又は作業内容変更時の教育の項目です。新規社員教育や配転時教育のマニュアルにこれらの項目を入れ、確実に安全教育を実施しましょう。

労働安全衛生規則第35条で定められている教育の項目

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事
- 3 作業手順に関する事
- 4 作業開始時の点検に関する事
- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関する事
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関する事
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

どんな危険が潜んでいますか？
—KY活動は有効な教育です—



5 健康管理の実施

労働安全衛生法では、事業者は常時使用する労働者を雇い入れる際に「雇入れ時の健康診断」を、また雇入れ後は1年以内ごとに1回、有害業務など一定の業務に従事する労働者には6月以内ごとに1回、定期的に「健康診断」を行うことと規定しています。大切なことはこれらの健康診断を行った後の次の措置です。

- ① 健康診断の結果、所見がある労働者については健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴き、聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載すること
 - ② 事業者は医師の意見を勘案し、必要がある場合は、労働者の意向を踏まえた上で、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮など就業上の措置を講じること
 - ③ 健康診断の結果、特に健康の保持が必要と認められる労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行うこと
- 上記の①について、産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場は、地域産業保健センターを利用することで無料で産業医から有所見者に対する意見を聴取することができます。

安全衛生に役立つインターネットサイト

「荷役作業を安全に（荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル）」  運送事業者として対応可能な墜落防止対策を写真等分かりやすく紹介している http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/110118-1a.pdf	陸上貨物運送事業者の皆様へ（荷役作業の安全対策ガイドライン）ご案内」  荷役作業で労働災害を防止するため陸運事業者が取り組むべき事項を掲載した http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130605-1.pdf	「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル（安全の8つのルール）」  店舗などよく使用されるロールボックスパレットによる災害の防止対策を紹介 http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyoukuanzeneiseibu/0000098499.pdf
「荷主の皆様へ 自社構内での荷役作業の安全確保にご協力ください」  荷主の事業場における設備面の改善などの事例を紹介した http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/110725-1_1.pdf	「荷主、配送先、元請事業者等の皆様へ（荷役作業の安全対策ガイドライン）ご案内」  荷主・配送先・元請事業者等が取り組むべき事項を掲載した http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyoukuanzeneiseibu/0000117561.pdf	「交通労働災害を防止しよう（「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント）」  自動車運転者の事業者と荷主・元請事業者とが配慮すべき運転時間等を含めた http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130912-01-all.pdf
「職場のあんぜんサイト（交通労働災害の現状と防止対策）」  交通労働災害の現状、交通労働災害防止のための管理体制、適正な労働時間の管理など紹介 http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsuta/isaku1505.html	「交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ（ITを活用した管理手法）」  進歩が著しいデジタルタコグラフやドライブレコーダーを活用した手法を紹介 http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0912-1a.pdf	交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ（ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法の解説）」  http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0912-2b.pdf